

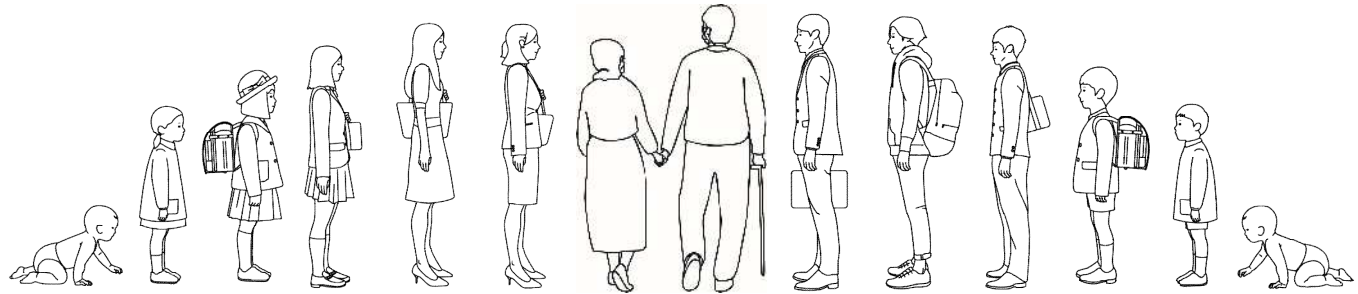


東海税理士会
当日配布資料

第49回日税連公開研究討論会
第1部

ライフイベントと税

人の生涯に起こる数々のライフイベントには、
税とかかわるものが多い。ライフイベント
に直面する納税者の気持ちに税理士は寄り
添うことができるだろうか。どうする、税理士。



オープニング
1st Section **財産分与**でどうする
2nd Section **負動産**をどうする
エンディング



小牧支部
加藤久也

MC



松阪支部
濱口由香里

東海税理士会

1st Section

財産分与 でどうする



イントロダクション

税理士山下の相談事案 ～ライフイベント「離婚と所得税」～

エステティシヤンの妻と離婚することになった医師が、マンションを財産分与することになった。税理士を呼び出して相談をもちかけるが、この財産分与に譲渡所得税が課されることには難色を示し……。

離婚…
財産分与…



税理士

刈谷支部
山下博子



医師

小牧支部
舟橋拓人

LIVE 討論

財産分与により資産を引き渡した場合、その時の価額で資産を譲渡したことになる

潜在的共有持分を分割しただけで何らの所得も得ていない

賛成派



津島支部
高野知幸

反対派



桑名支部
稲垣真衣



富士支部
小林正代

進行役



刈谷支部
杉本守

特別出演枠



???

判例 ≫

名古屋医師財産分与事件
(最判 S50.5.27)

財産分与義務の消滅
という経済的利益を
享受している

譲渡所得課税



財産分与：妻へ



夫婦の財産 ≫

特有財産

① 名実ともに、夫婦それぞれの特有財産

- ・ 夫婦の一方が、婚姻前から有する財産
- ・ 婚姻中、自己の名で得た財産

② 実質的な共有財産

- ・ 婚姻中、夫婦が協力して取得した不動産・金融資産など
【名義上、一方の単独所有】

共有財産

③ 名実ともに、夫婦の共有財産

- ・ 夫婦の共同生活に必要な家財・家具など

民法768条1項 ≫

協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して
財産の分与を請求することができる

財産分与請求権

A 夫婦財産関係の清算

Aが問題になる

B 慰謝料

C 離婚後の扶養料

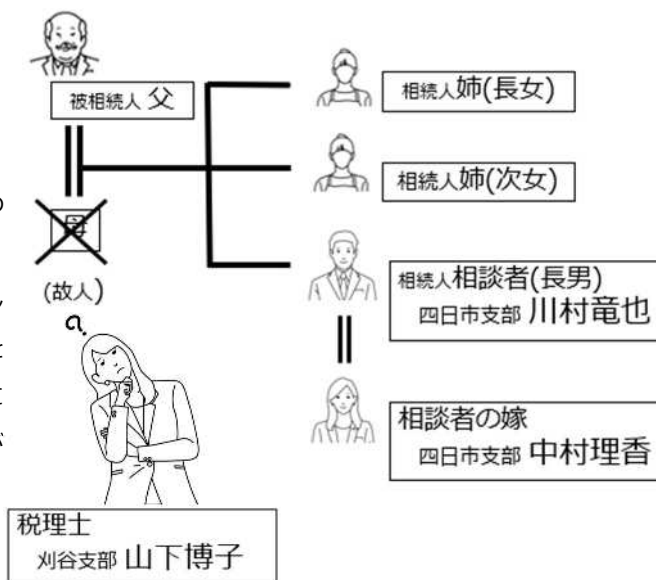


イントロダクション

税理士山下の相談事案

～ライフイベント「負動産と相続税」～

相談者は、2人の姉を持つ末っ子長男とその奥さん。長男の父親である被相続人の主な相続財産は、不動産と預貯金。ただ、田舎にあり管理や付き合いの大変なこの不動産を誰も相続したくないことが判明。遺産分割協議では、姉ら2人が預貯金を相続したいことを主張し、不動産は、長男であることを理由に相談者が押し付けられそうになっている。税理士山下の手腕が問われるところであるが…。



LIVE 討論

御目付役

担当固定資産税

担当相続税

ナビゲーター

御意見番



磐田支部
瀬崎浩史



桑名支部
井上五郎



熱海支部
杉下やよい



西尾支部
平田勇雄



名城大学法学部教授
伊川正樹

ライフイベントといえば、「冠婚葬祭」。その中でも「葬」は生涯における一大事であると考えます。巷では「墓じまい」が話題に上り、これに伴い「寺じまい」、更には「実家じまい」なる言葉も度々耳にするようになりました。このような状況下で「負動産(まけどうさん)」と言われる言葉があります。

「負動産」という言葉は、不動産をもじっての造語であろうといわれています。不動産を保有することにより、何らかの負担を強いられることを意味しており、そして、この負動産をめぐる「税」の面においても数々の問題が生じていることが研究を進めるうちに分かりました。……東海税理士会の2nd Sectionでは、この「負動産」をテーマにお送り致します。

我々の考える**負動産の定義**は次のとおりです。

「使用・収益・処分が見込めず、

将来債務がいずれ資産の評価額を上回ることを合理的に見積もることができるもの」

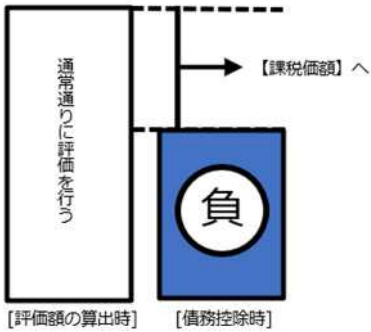
この「負動産」を諸事情により「取得」や「保有」してしまった納税者を税の観点より救済することができないかが、今回の研究テーマです。

負動産を相続によって「取得」する場面である相続税で救済できないか、そして、負動産を相続後に「保有」する場面である固定資産税で救済できないか、をそれぞれ検討しました。

果たして、「税」の力により納税者の救済を行うことができるのか？どうぞご清聴ください。

負動産「取得」の場面より 相続税 でなんとかできないか

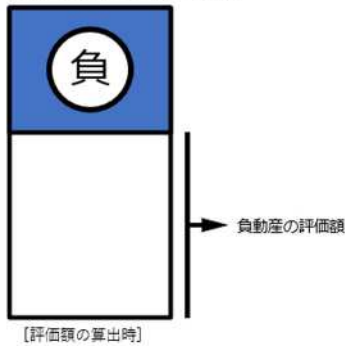
①評価額は通常通り評価を行い、その後、債務控除の一つとして負動産の負の部分を除く方法



「取得」相続税より
債務控除で何とかしたい！



②評価額の算出の時に評価額へ負動産の負の部分を含める方法



「取得」相続税より
評価額で何とかしたい！



負動産「保有」の場面より 固定資産税 でなんとかできないか

個別事情の
偏差をなくすため

負動産だと
過大評価！

時価＝客観的な交換価値では？

固定資産税で何とかしたい！

建物

- 「固定資産評価基準」では建物は、**再建築価格**を基準として評価する
- 建物の残価率は**20%**と高い！

土地

- 空き家を撤去したら、固定資産税が増える矛盾



Synopsis

どうする 税理士



～税理士として、生きていく～

疲れ果てた税理士が、ひとり、暗く質素な部屋に帰宅する。
 せっかくの日曜日だっていうのに。最近、仕事では空回りばかり。どうしてこんな仕事を選んじゃったんだろう？ 大きなため息が出る。
 それでもなんとか、夜8時からのTVドラマには間に合った。朝までにやらなきゃいけない仕事はまだ残ってる。公開研究討論会という一大イベントのための論文執筆。テーマは『ライフイベントと税』
 だけどいまは、画面狭しと躍動する、日本という国をかたち作ってきた偉人たちの波乱万丈のライフイベントに年甲斐もなく心揺さぶられる。イヤなことをすべて忘れられるかけがえのない時間。
 わたしたち税理士は日々、クライアントたちのさまざまな人生の重大な岐路（ライフイベント）と向き合う。ひとりひとりに最適なアドバイスをすることは、どれほどのキャリアを積み重ねても、本当に難しい。誰かにこっそり打ち明けたいことだって、山ほどある。
 そんな想いが画面越しに伝わって……税理士の前に忽然と現れる3人の影。
 この物語の主演は、この仕事を生業として人生を歩んでいくことを選択した、すべての税理士なのです。

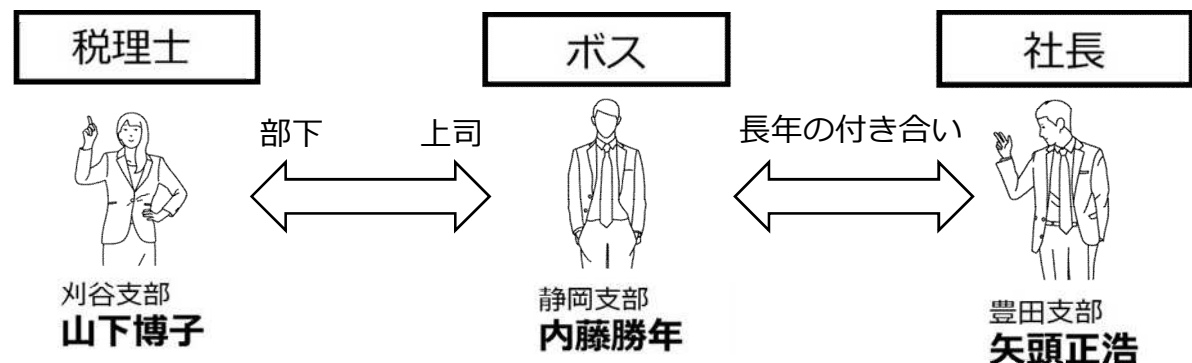
矢頭産業の会議室にて

矢頭産業株式会社沿革

- 1993年 一般廃棄物処理業 矢頭産業 開業
- ↓
- 1998年 矢頭産業株式会社設立 資本金1,000万円
- ↓
- 2003年 産業廃棄物処理業参入
- ↓
- 2008年 資本金2,000万円に増資
- ↓
- 2014年 リサイクル関連事業参入
- ↓
- 2019年 ISO14001取得

矢頭産業株式会社 第25期 損益計算書(案) (単位：千円)

売上高	352,000
販売費及び一般管理費	303,987
営業利益	48,013
経常利益	51,580
特別利益	8,050
税引前当期純利益	59,630
法人税等	20,870
当期純利益	38,760

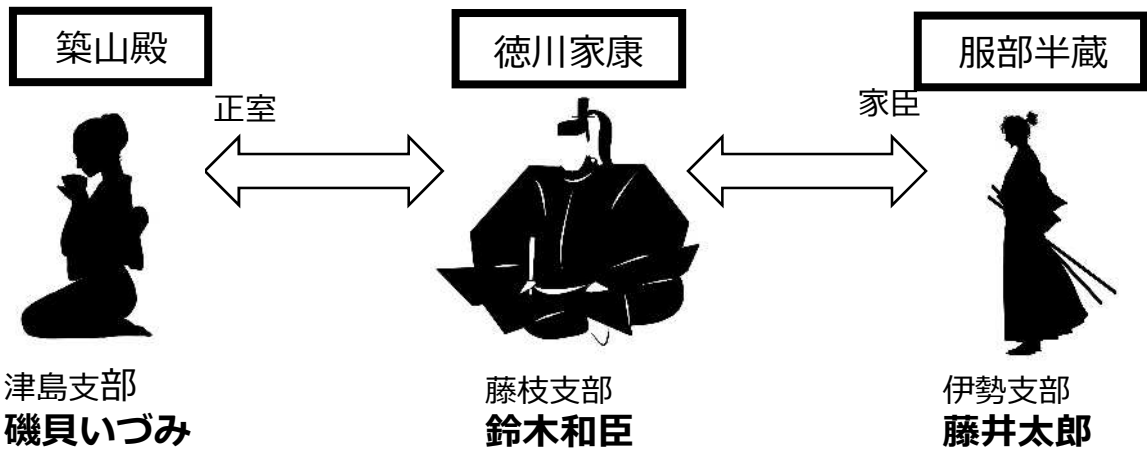


税理士登録2001年、好きなお菓子「うなぎパイ」、好きなお酒「ワイン全般」、好きなタレント「マツジュン」。

内藤勝年税理士事務所所長。部下には決して甘い言葉をかけないが、孫には甘い。

矢頭産業株式会社代表取締役社長。一代で矢頭産業を従業員30人超の会社に成長させた。数字には敏感。愛妻家。

Sub Stage ▶▶



1542年?～1579年
家康の正室。岡崎城で
息子（信康）夫婦と同
居するが、武田家との
内通を疑われ、織田信
長の命により処刑され
た。（築山事件）

1542年～1616年 幼少
期を織田氏・今川氏の
人質として過ごす。1557
年に築山殿を娶る。
1603年に徳川幕府（江
戸幕府）を創設。徳川幕
府は1867年まで、264
年間にわたって継続する。

1542年～1597年 徳
川家康家臣、徳川十六
神将。伊賀衆を束ねる
武士（鬼半蔵の異名）。
信康自害の介錯役で
あったが、幼少より知
る信康いとおしさに感
涙し、介錯できなかつ
た逸話が残る。

徳川家康遺訓

人の一生は重荷を負うて遠き道をゆくが如し いそぐべからず
不自由を常とおもへば不足なし
ここに望おこらば困窮したる時を思ひだすべし
堪忍は無事 長久の基 いかりは敵とおもへ
勝事ばかりを知て まくる事をしらざれば
害其身にいたる
おのれを責て人をせむるな
及ばざるは過ぎたるよりまされり
(出典：東照宮神君御遺訓)

※東照宮に伝わる家康の遺訓とされているが、
近年は、徳川家康の遺訓ではなく、
後世の作であるとの説が有力視されている。



スライド制作 ▶▶

上野支部 西村雅史

総監督・脚本 ▶▶

伊勢支部 藤井太郎

東海税理士会公開研究討論会実行特別委員会名簿

指導教官	伊川 正樹	(名城大学法学部教授)			
担当副会長	三浦 健司	(一宮)	委員長	鶴田 悦道	(岡崎)
担当専務理事	今西 孝彰	(津)	副委員長 (総務統括)	黒柳 龍哉	(豊橋)
【愛知県】					
副委員長 (運営統括)	平田 勇雄	(西尾)	委 員	磯貝 いづみ	(津島)
副委員長 (研究統括)	矢頭 正浩	(豊田)	〃	神谷 直仁	(刈谷)
副委員長 (研究統括)	加藤 久也	(小牧)	〃	山下 博子	(刈谷)
委 員	舟橋 拓人	(小牧)	〃	杉本 守	(刈谷)
〃	北林 寛仁	(小牧)	〃	出口 裕士	(岡崎)
〃	鈴木 匠	(尾張瀬戸)	〃	鈴木 康生	(豊田)
〃	岩田 悦幸	(一宮)	〃	鈴木 孝明	(豊橋)
〃	高野 知幸	(津島)			
【静岡県】					
副委員長 (運営統括)	井出 貴洋	(富士)	委 員	鈴木 和臣	(藤枝)
副委員長 (運営統括)	小林 正代	(富士)	〃	内川 正樹	(藤枝)
委 員	楠美 智弘	(静岡)	〃	竹内 謙二	(島田)
〃	内藤 勝年	(静岡)	〃	村松 和明	(磐田)
〃	天方 恵代	(清水)	〃	瀬崎 浩史	(磐田)
〃	吉川 定延	(下田)	〃	片川 博司	(掛川)
〃	奈良橋 篤	(沼津)	〃	野村 順也	(浜松西)
〃	森川 真也	(三島)	〃	新村 三郎	(浜松東)
〃	杉下 やよい	(熱海)			
【三重県】					
副委員長 (運営統括)	藤村 和憲	(伊勢)	委 員	川村 竜也	(四日市)
副委員長 (研究統括)	井上 五郎	(桑名)	〃	中村 理香	(四日市)
委 員	飯田 典晃	(津)	〃	山口 絹恵	(松阪)
〃	伊藤 高士	(桑名)	〃	濱口 由香里	(松阪)
〃	稲垣 真衣	(桑名)	〃	藤井 太郎	(伊勢)
〃	小津 寿樹	(鈴鹿)	〃	鈴木 陽介	(上野)
〃	酒谷 宜幸	(四日市)	〃	西村 雅史	(上野)